

茨城港(一部変更)

茨城港(常陸那珂港区)の概要

○港湾管理者は茨城県、港湾背後はひたちなか市及び東海村。昭和58年に重要港湾に指定。



茨城港(常陸那珂港区)港湾計画一部変更

前回改訂:H21年3月(目標年次:H30年代前半)

【中央ふ頭地区】

- 北ふ頭及び中央ふ頭の既定計画では、産業機械の貨物量増加に対応できないため、中央ふ頭地区に埠頭用地を確保し、港湾機能の強化を図る。
- 中央ふ頭C-E岸壁の既定計画を見直し、大型外貿RORO船が接岸可能となるよう岸壁を延伸する。
- 背後用地に立地する工場からの大型の産業機械の輸送を促進するため、交通機能の効率化を図る。

【利用状況】



【今回計画】

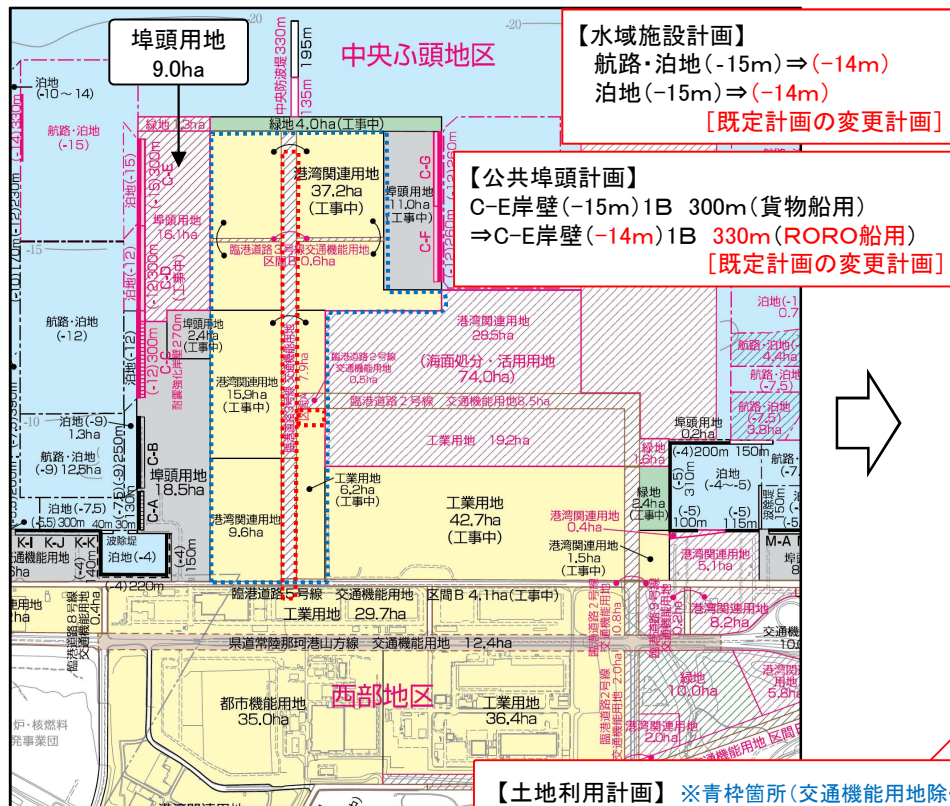


計画変更内容

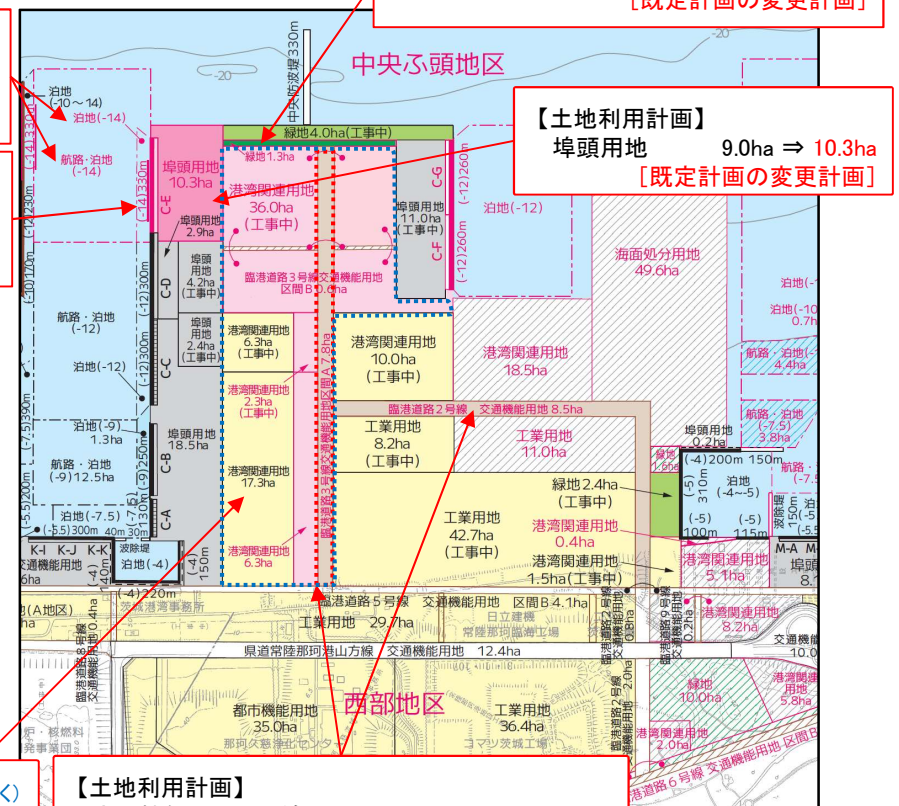
【中央ふ頭地区】

- 既定計画に定めた大型パルプ船の利用が見通せなくなっており、一方で、産業機械貨物需要の増加が見込まれていることから、公共埠頭計画、水域施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 産業機械の将来需要に対応する埠頭用地を確保するため、緑地を埠頭用地に変更する。これに伴い、緑地の面積を確保するため、港湾関連用地及び交通機能用地の土地利用計画を変更する。
- 既定計画の臨港道路3号の配置を変更する。これに伴い、港湾関連用地及び工業用地の土地利用計画を変更する。

【既定計画】



【今回計画】



テーマ	変更概要	基本方針	
		I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項	II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
産業機械輸出	産業機械の貨物量の増加及びRORO船の大型化に対応するため、港湾機能の強化を図る。	<p>1 特に戦略的に取り組む事項</p> <p>(1) 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成</p> <p>① グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化</p> <p><アジア地域との近距離シャトル航路等の戦略的強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国内主要港においてアジア地域との貨物輸送需要を踏まえたコンテナシャトル航路や国際フェリー・RORO航路等に対応した港湾機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連続直線バースによるコンテナ船及び国際フェリー・RORO船の機動的運用
	交通機能の効率化を図るとともに、土地利用の再編を行う。	<p>④ 我が国及び地域の基幹産業・地場産業を支える物流機能の強化と港湾空間の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国及び地域の基幹産業・地場産業を維持し、民間投資及び雇用を誘発するための港湾機能の強化並びに内陸部との連携強化 ● 物流機能・産業空間の新たなニーズに柔軟に対応する港湾空間の利用再編・再開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業動向、船舶の大型化等の輸送形態の変化、荷役に係るニーズ等への対応 ● 港湾の特性を活かした大型特殊貨物の円滑な輸送の確保 ● 産業空間の再配置及び利便性向上のための臨海部用地の政策的な誘導・供給
	災害時における産業機械などの幹線貨物の輸送の拠点を維持するため、大規模地震対策施設計画を変更し、整備する岸壁の耐震化を行う。	<p>1 特に戦略的に取り組む事項</p> <p>(2) 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用</p> <p>② 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における緊急物資や、国際海上コンテナをはじめとする幹線貨物の一連の輸送ルート構築及び航路等の啓開体制の強化 ● 災害時等における緊急物資輸送、市民の生活支援、避難誘導、水際対策等に迅速に対応するため、平常時から必要な情報を共有・利活用できる体制、災害等発生後に被災状況、インフラの利用可否等の情報等を遅滞なく提供できる体制等の構築 ● 港湾及び港湾背後地での社会経済活動の安全性・継続性の確保のための地震・津波・高潮・暴風等に対する防災・減災対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線貨物輸送の拠点となる岸壁、荷役機械、道路等の耐震強化